

生徒指導について

兵庫県立三木高等学校

1 服装等

(1) 制服

男女とも学校指定のものを着用する。胸部には学年色の校章をつける。制服は冬服、夏服、合服の3種類があり、始業式・終業式・卒業式・その他指定された日を除き、いずれかの制服を選択できる。通学靴については黒または茶のローファー或いは白を基調とした運動靴とする。

(2) 靴下

- ① 白または、濃紺、黒の無地のものを必ず着用する。
- ② ワンポイントは可とするが、ラインの入ったもの、フリルやリボン等のついたものは不可とする。
- ③ 対外的式典の際には色を指定する。(入学式・卒業式では男子は白、女子は黒か濃紺)

(3) 防寒具(セーター、マフラー、手袋、帽子、防寒用上衣)

- ① 冬服着用時に使用可とする。
- ② セーターは学校指定のものとする。
- ③ 防寒用上衣は、清楚なコート、ウィンドブレーカー等で、華美なデザインや装飾がないものとする。色は特に指定しない。また、顧問が承認し部活動で揃えた防寒衣も可とする。

(4) 頭髪等

清楚で目立たぬものを旨とし、特に技巧を凝らさないこと。

- ① 男子の頭髪は、目・耳や襟にかからないこと。
- ② ヘアピンを使用するときは、黒色で飾りのついていないものを使用すること。
- ③ ゴムの色は黒・紺・茶・緑・灰色で髪の毛の色に沈み込むような色のものを使用すること。太いゴム、リボンは禁止する。
- ④ パーマ・染色・脱色は禁止する。
- ⑤ 指輪・ネックレス・ピアス等の装飾品、化粧は禁止する。ピアスの痕跡がある時も厳重注意をし、継続した指導が為される。
- ⑥ 眉剃り(刈り込み)・眉かきについては厳重注意し、以後継続して指導が為される。

(5) 通学用かばん

以下の条件に合うものとする。

- ① 主になるカバン(最も荷物が多く入るカバン)はファスナーや、バックル、紐で縛る形式など、口が締まるものとする。
- ② 高級ブランド品は不可とする。
- ③ キャリーバッグ(コロ付き)は不可とする。
- ④ 自転車通学時、主になるカバンは背負うか荷台にくくりつけることとする。(前かごに入れる荷物は安全に支障のない軽いものとする。)

(補足)

- ・カバンの色は特に指定しない。

2 登校から下校まで

(1) 8時20分までに校門に入ること。

(2) 下校時間

- ① 夏季(4月1日～2学期中間考査前日)は18:30(但し、7限授業の日は19:00)
- ② 冬季(2学期中間考査最終日～3月31日)は17:30(但し、7限授業の日は18:00)
- ③ 考査1週間前より終了時まで、特別な事情がない限り部活動は停止とする。

特別な事情(公式戦が間近にある等)があると認められた部は以下のように活動を許可する。

- ・考査1週間前より考査前日までは、17:30までの活動を許可する。
- ・考査初日より考査最終日の前日までは、15:00までの活動を許可する。

(3) 登校してから下校するまで無断で校外に出てはならない。(特別な理由がある場合も許可が必要)

(4) 携帯電話は校内ではスイッチを切り、鞆の中に入れておくこと。校内及び校門付近での使用は禁止する。使用については、保護者連絡などやむを得ない場合に限る。その場合でも、往来の迷惑にならない場所で停まって使用すること。(学校近辺は携帯電話使用禁止としている。詳細は別途示す地図で確認すること。また自転車乗車中や歩きながらの使用は厳禁。自転車通学途中での使用も、操作は一旦自転車を降りてから行う)

こと。)

- (5) 生徒証及び生徒手帳は常時携行すること。
- (6) 学用品以外は持参しないこと。

3 自転車通学について

※自転車通学を希望する人は次のことに注意すること。

- (1) 学校まで自転車で乗り入れる者については、使用車両の点検を受けなければならない。
- (2) 学校指定の鑑札を購入し、後輪の泥よけに貼りつけること。
- (3) 標準型自転車以外は、許可されない。特殊なハンドル等は、交換しなければならない。
- (4) 主になるカバンは、背負うか、荷台にロープ等でしっかりくくりつけること。
- (5) 道路交通法違反や学校の指導に従わなかったものは自転車と鍵を学校で預かるものとする。
その期間については次のように定める。
(ア) 1回目は嚴重注意。 2回目は3日、3回目は1週間、4回目以降は状況に応じて指導する。
(イ) 違反の回数は年度毎の累積とする。
(ウ) 違反例は、許可外自転車通学、二人乗り、車道の右側通行、信号無視、並進、夜間の無灯火、整備不良、無鑑札、傘さし運転、イヤホン・ヘッドホンの装着、携帯電話をもちながらの運転、その他危険行為。
- (6) 通学中に事故が発生した時は、現場において直ちに警察に通報し、保護者及び学校に連絡すること。(ただし、16:50以降や休日は学校電話への連絡が出来ないため、翌平日のできるだけ早い時間に連絡すること)
- (7) 通学自転車を更新するときは、直ちに生徒指導部に届け、鑑札の再発行を受けること。また、電車、バス通学者が途中から自転車通学に切り替える場合も必ず鑑札の交付を受けること。
- (8) 家から最寄りの駅・バス停まで自転車を利用する場合も必ず鑑札の交付を受けること。
- (9) 自転車は防犯登録をし、控えを保管しておくことが望ましい。
- (10) その他
 - ・本校では学校として自転車事故の責任賠償保証制度に加入しているが、各自でさらに保険に加入することが望ましい。
 - ・上記(8)に該当する者を除き、通学途上に自転車を常時駐輪する必要がある場合は、当該駐輪場所・施設の管理者による許諾を得た上で、学校の指定する様式でその旨報告すること。(三木駅・大村駅等学校最寄り駅の無料駐輪場の利用は不可)

4 校外生活

- (1) 長期休業中に遠距離の旅行にでかける場合は、事前に旅行届を提出すること。
- (2) アルバイトについて
 - ① アルバイトは原則として禁止する。
経済的理由が生じた場合は、審議を経て許可するので、必ず申し出ること。
 - ② 許可後も成績や学校生活が不良になった者は許可を取り消す。
 - ③ 3年生については別途指示する。
- (3) 運転免許取得について
 - ① 単車・自動車の運転免許証の取得は認めない。(4無運動の遵守)
 - ② 3年生については別途指示する。

5 その他(保護者の方へ)

- (1) 登下校時、車での送迎はご遠慮下さい。
- (2) すべての通学生徒の安全のため、また、周辺集落の方々への迷惑とならないよう、正門南側の最初の信号付交差点を東西に走る道路より北側での乗降(周辺集落の中、学校東側の道路も含む)は禁止しています。ご協力をお願いします。
- (3) 体調不良、怪我、身体的障害等で自力通学が困難な場合の送迎は、正面玄関前(生徒昇降口方面には進入しないようご注意ください)まで車を乗り入れてください。くれぐれも、上記(2)で記した禁止場所では乗降させないようにお願いします。また、送迎が2日以上にわたる場合は、担任を通じて自動車による送迎許可の申請を行ってください。
- (4) 自動車が入構する際は、校門前で右のウィンカーを点滅させてください。また、学校西側の集落から車・バイク・自転車が接近している時には、一旦停止する等して地元の方々の通行を優先させてください。